

熊本地域公共交通計画の変更について（協議事項）

計画変更の概要

- 令和5年度に交通局で取り組む事業（ダイヤ改正、多両編成車両導入）について、地域公共交通利便増進実施計画（以下、「利便増進実施計画」という。）の策定を予定しているが、利便増進実施計画を策定するにあたっては、その事業について、地域公共交通計画への位置づけが必要となっている。
- 今回策定する利便増進実施計画のうち、地域公共交通計画に位置付けされていない、「**ダイヤのラウンド化、等間隔化**」の取組を施策として追加するもの。（変更内容の詳細は資料8-①新旧対照表のとおり）

追加する事業別シート

事業（20）：利用しやすい市電のダイヤ設定

| | | | |
|---------|---------------|------|-------------|
| 実施の目的 | 公共交通の利用促進 | | |
| 事業の概要 | 市電のラウンドダイヤの拡充 | | |
| 主な事業エリア | 市電運行区間 | | |
| 実施主体 | 交通事業者（熊本市交通局） | 実施時期 | 前期 （新規） |
| 関連目標 | 目標② | | 後期 検討・実施 |

※地域公共交通利便増進事業

現在、熊本市電では平日の一部の時間帯で運行時刻のラウンド化（運行時刻を毎時間同じ時刻に発車）を行うとともに、運行間隔を一定にすることで利用者にとってより分かりやすい発車時刻になるよう取り組んでいます。

今後は、土日祝日に関しても昼間帯のダイヤをラウンド化及び等間隔化する事で、利用者の更なる利便性向上を図ります。



▲ラウンドダイヤ・等間隔ダイヤのイメージ

【ダイヤのラウンド化】
毎時間同じ時刻（毎時0分）に電車が
発車するようにすることで、利用者は発車
時が記憶しやすくなる。

計画の全体像

地域公共交通計画

- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、地域公共交通のマスタープラン
- 原則として、全ての地方公共団体において作成が必要
- 地方公共団体、交通事業者、道路管理者、学識者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成

地域公共交通特定事業（法第2条5号）

（必要に応じて地域公共交通計画に位置付けることができ、国や自治体の支援を受けつつ交通事業者が実施する事業）

実施事業

地域公共交通
利便増進事業

実施者：交通事業者

軌道運送高度化事業

実施者：交通事業者

（その他事業等）

- ・ 地域旅客運送サービス継続事業
- ・ 道路運送高度化事業
- ・ 貨客運送効率化事業
- ・ 海上運送高度化事業
- ・ 鉄道事業再構築事業
- ・ 鉄道再生事業

実施者：交通事業者

【独占禁止法特例法において措置】

実施計画

地域公共交通
利便増進実施計画

策定者：地方公共団体

軌道運送高度化
実施計画

策定者：交通事業者

（その他事業）

- ・ ①地域旅客運送サービス継続実施計画
- ・ ②道路運送高度化実施計画
- ・ ③貨客運送効率化実施計画
- ・ ④海上運送高度化実施計画
- ・ ⑤鉄道事業再構築実施計画
- ・ ⑥鉄道再生実施計画

策定者：①⑥地方公共団体、②～⑤交通事業者

共同経営計画

策定者：交通事業者

国認定

国土交通大臣の認定を受けることで法律の特例措置

国土交通大臣認可
独占禁止法の
カルテル規制の適用除外

(参考) 地域公共交通利便増進事業とは

利便増進事業の概要

■ 地域公共交通ネットワークの再編や、運賃・ダイヤの改善など、利用者の利便増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業。

事業の内容 (法第2条第13項、施行規則第9条の3)

- ① 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
- ② 他の種類の旅客運送事業への転換
- ③ 自家用有償旅客運送の導入、路線若しくは運送の区域の変更
- ④ 運賃又は料金の設定
- ⑤ 運行回数又は運行時刻の設定
- ⑥ 共通乗車船券の発行
- ⑦ ①～⑥と併せて行う事業
 - ・ 乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善
 - ・ 交通結節施設における乗降場の改善
 - ・ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - ・ ICカード又は二次元コードの導入等
 - ・ 上記の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

事業スキーム

地方公共団体が関係者と協議し、地域公共交通計画へ地域公共交通利便増進事業を位置づけ。



地方公共団体が、事業実施する事業者の同意を得たうえで、地域公共交通利便増進実施計画を作成。



国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置（事業認可等のみなし取得等）や国からの重点な支援（補助率の嵩上げ等）を受けることができる。

事業のイメージ (一例)

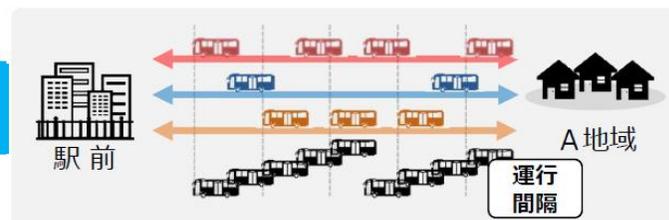
事業①

ハブ＆スポーク型の路線再編



事業⑤

ラウンドダイヤ、等間隔運行



(参考) 地域公共交通利便増進実施計画策定について

利便増進計画策定について

- 都市圏の基幹公共交通軸を担う交通機関として重要な役割を担う熊本市電の取組（ダイヤの改善や多両編成車両導入）について、利便増進実施計画を策定し、国からの重点的な支援の基、着実に事業を推進する。

計画作成のメリット

① サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく、計画に定められた事業を実施していない場合には、国が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する。

② 重点的な支援の授受

一部の補助制度における補助率の嵩上げ等

計画に記載する内容

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 実施予定期間
- ④ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑤ 地方公共団体による支援の内容
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 関連して実施される事業

計画作成の留意点

- ① 計画期間中は計画に定められた内容（路線の運行回数等）を持続する必要がある。
- ② 事業内容を変更する場合は計画の変更認定が必要。
- ③ 事業の実施状況は適切に評価する必要がある。

今後のスケジュール

- R5.3月末 熊本地域公共交通計画の変更関係者（交通局）の同意
利便増進実施計画の策定
- R5.3月末～4月上旬 利便増進実施計画の認定申請
（国土交通大臣へ計画送付）
- R5.5月上旬 国土交通大臣の認定（1ヵ月程度）

(参考) 地域公共交通利便増進実施計画 (市電沿線版) の概要

- 熊本市電は、市民や来訪者が気軽に利用できる移動手段であり、また、都市圏の基幹公共交通軸を担う交通機関として重要な役割を担っている。
- 利用しやすい市電のダイヤ設定や市電の輸送力を向上させるなど、利用者の利便を増進するための事業を実施し、利便性の高い公共交通サービスの持続可能な提供を目指す。

事業の内容

①市電全線の利用を円滑化するためのダイヤの設定

- ・土曜、日祝ダイヤの日中時間帯 (10時～17時台) について、ダイヤのラウンド化※1及び等間隔化※2を実施。
- ・平日ダイヤについては令和4年度から実施中。

②市電の輸送力向上のための多両編成車両導入

- ・現行定員の1.5倍程度の超低床形多両編成車両を導入。

※1 毎時間同じ時刻に市電が到着するダイヤ
 ※2 時間帯の運行間隔が等間隔となっているダイヤ

事業の効果

・市電の利便性向上

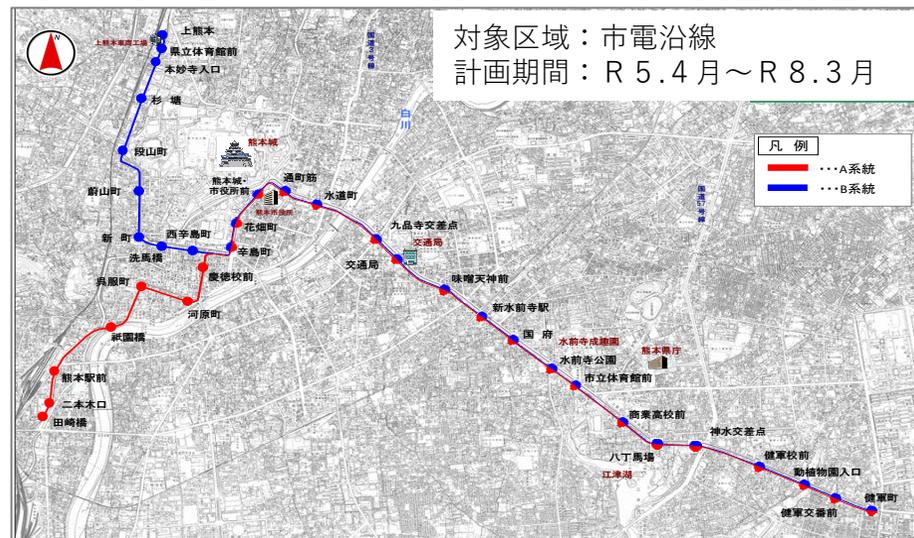
ダイヤのラウンド化、等間隔化を行うことで、利用者にとって分かりやすいダイヤとなり、待ち時間の平準化も図られることで市電の利便性が向上する。

・市電の輸送力向上と乗降時の負担軽減

多両編成車両を導入することで、輸送力が向上し、通勤時間帯などに車内が満員のため、乗車できない状況が改善される。

また、バリアフリー新法※3に適合した超低床形車両とすることで、高齢者や障がい者の乗降時の負担軽減が図られる。

※3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律



【ダイヤのラウンド化、等間隔化】

| 土日祝：日中時間帯 (10時～17時台) | | |
|----------------------|----------|--|
| 旧 | 12～15便/時 | 最大待ち時間 6分 |
| 新 | 15便/時 | 運行間隔：4分 運行時刻の例 00分、04分、08分 12分、16分、20分 24分、28分、32分 36分、40分、44分 48分、52分、56分 |

【導入車両のイメージ】



※R 6に2台、R 7に2台
 合計4台導入予定。